

資料

・ 諮問書	-----	2 4
・ 子どもの条例を考える区民会議設置要綱	-----	2 5
・ 子どもの条例を考える区民会議委員名簿	-----	2 6
・ 区民会議の活動計画	-----	2 7
・ 子どもの条例原案プロジェクト設置基準	-----	2 9
・ 目黒区子ども委員会設置要領	-----	3 0
・ 子どもの条例を考える区民会議の活動経過	-----	3 1
区民会議		
子どもの条例原案プロジェクト		
ジュニア委員会(U-18MEGURO)		
幹事会		
・ 中間報告に寄せられた主な意見	-----	3 3

子どもの条例を考える区民会議

目黒区の未来を担う子どもたちがいきいきと元気に過ごせるまちの実現に資するため、『児童の権利に関する条約』の趣旨を踏まえた「子どもの権利の保障」を基本に、「目黒区子ども条例(仮称)の基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容について」貴会の意見を求めます。

平成 16 年 1 月 11 日

目黒区長 薬師寺 克一

以 上

子どもの条例を考える区民会議設置要綱

平成 15 年 11 月 14 日付け目健字第 835 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、「目黒区子ども条例(仮称)(以下「条例」という。)」制定に向け、条例の基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容に対する助言を得ることを目的とした「子どもの条例を考える区民会議(以下「区民会議」という。)」の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 区民会議は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

(1) 条例の基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容

(2) その他必要な事項

(委員の構成)

第 3 条 区民会議は、次に掲げる者につき区長が委嘱する 22 人をもって構成する。

(1) 学識経験者 4 人

(2) 関係団体 8 人

(3) 公募区民 7 人

(4) 教育機関等 3 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は答申がまとまるまでの間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 区民会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、区民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 区民会議は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第 7 条 区民会議は、必要あると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(下部組織)

第 8 条 区民会議は、広く子どもたちから意見等を聴くことを目的に、下部組織等を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 区民会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

「子どもの条例を考える区民会議」委員名簿

選任区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	会長	喜多 明人	早稲田大学文学部文学研究科
	委員	西郷 泰之	大正大学人間学部人間福祉科
	委員	矢吹 芙美子	大妻女子大学短期大学部家政科
	委員	今中 美耶子	弁護士
関係団体等	委員	高野 順子	人権擁護委員
	副会長	辰巳 ヒロミ	主任児童委員
	委員	長井 輝子	住区青少年部連絡会
	委員	後藤 孝子	青少年委員
	委員	長谷部 高弘	区立小学校PTA連合会
	委員	熊丸 律子	区立中学校PTA連合会(職16年3月まで)
	委員	上田 実	区立中学校PTA連合会(職16年6月から)
	委員	高坂 和子	私立幼稚園協会(若草幼稚園)
	委員	久保田 邦子	子どもに係わる地域活動団体 めぐるチャイルドライン
公募区民	委員	天川 由記子	一般区民
	委員	宇田川 妙子	
	委員	柏崎 明日香	
	委員	小林 一政	
	委員	大倉 英二	
	委員	松本 親之	高校生世代
	委員	近藤 美砂子	
学校関係	委員	稲田 正克	区立小学校長会(緑ヶ丘小学校)
	委員	山崎 勉	区立中学校長会(第二中学校)
	委員	高原 將	東京私立中学高等学校協会第7支部 (東京学園高等学校 校長)
事務局		目黒区健康福祉部子育て支援課(平成15年12月から) 目黒区子育て支援部子ども政策課(平成16年4月から)	

区民会議の活動計画

どのような方向で活動をすすめていくか

1 条例づくりのプロセスを大切に

子ども条例（仮称）づくりにあたっては、その中身の問題と同時に、条例づくりのプロセスを大切にする。

2 協働によるまちづくりの一環として

条例づくりのプロセスの中でのキーワードは、「協働によるまちづくり」であり、子どもの条例制定の目的は子どもが安心して生活でき、区民が安心して子育てできるまちを、子どもを含む区民と目黒区行政が協働してつくることである。

3 めぐる発の“子ども支援条例”をめざす

子ども条例（仮称）の内容については、協働による中身づくりが基本であるが、子どもの権利条約をふまえるという方針から、子ども支援として実効性のある条例、子どもや区民のエンパワーメント条例であることが要請される。しかも子どもとの協働を視野に入れることで、“子どもとともに創るまちづくり条例”的な性格を併せ持つものといえる。

そのような理念をふまえた条例であることによって、“めぐる”らしい子ども条例となり、目黒発まちづくり条例の一翼をになうことになる。

区民会議の活動＝提案・審議・承認事項の手順と会議の目安

- 1 どのように子ども条例（仮称）をつくっていくかー全体の方針の確認
- 2 めぐるの子どもの権利をめぐる状況・現状把握
- 3 目黒区の子ども施策の現状と課題
- 4 めぐるの子どもの権利実現と子ども施策のあり方、方向性
- 5 あるべき子ども施策の法的根拠となる条例のあり方の大枠
＝総合条例方式、個別条例方式、理念条例・総合計画条例方式など）
- 6 条例骨子案の検討
＝第一次骨子案（中間報告）、第二次骨子案・・・区民公表と区民集会、意見募集など）
- 7 骨子案を含む区民会議答申案の検討

協働による子ども条例（仮称）づくりの方法としくみ

現在、別途すすめられている「協働区民フォーラム」の動きを踏まえつつ、先例となりうる協働による条例づくりを多様な形態で追求していく。

区民と区の協働

中心となる区民と区との協働については、パートナーシップ型の運営をめざす。区民への広報と意見聴取について可能な限り努力し、区民の意思・ニーズを反映させていくとともに、区が条例に対して継続的、組織的に責任を負えるよう意思疎通を図ることが肝要である。

- * そのために、幹事会のほか、条例ワーキンググループ(仮称)を設け、また、区民集会などを開催するように努める。

おとなと子どもの協働

子どもが目黒という地域やおとな社会についてどう受け止めているか、子ども側からは子どもの現状をどうとらえているか、などについておとな側の認識とのズレ、すれ違いが生じないよう、子ども側の意思とニーズを反映するように努める。

- * そのために、目黒区子ども委員会(仮称)を設け、子どもの意見等を聴く場を設けるように努める。

児童館・青少年プラザなど、子どもの関連施設の現場・担当部局との協働

子どもと日常接している実践の場、子どもたちが最も立ち寄る場である児童館や青少年プラザなどの子どもに関連する施設の現場との連携、対話をすすめる。

以 上

子どもの条例原案プロジェクト設置基準

第 2 回区民会議決定(平成 16 年 2 月 7 日)

1 設置目的

子どもの条例原案プロジェクトは、「子どもの条例を考える区民会議設置要綱(以下「設置要綱」という。)」第 10 条に基づき、区民会議の円滑な審議・運営に資することを目的に設ける。

2 名称

区民会議との位置づけを考慮し「子どもの条例原案プロジェクト」とする。

3 協働

設置要綱第 7 条及び第 8 条に基づく「構成員以外の者」との意見交換や「広く子どもたちから意見等を聴く」場を設けるとともに、子どもや区民、児童館や青少年プラザなどの子ども関連施設との協働をさらに進めるものとする。

4 活動の内容

- ・委員の活動は、原則としてボランティア活動とする。
- ・子ども条例(仮称)づくりに必要な調査研究、区民会議への提案等
- ・適宜、課題別に、子ども施策に関する関係部局との意見交換を行う。

5 定員・編成と構成基準

機能的、継続的に動ける 10 名程度を定員とする。

編成にあたっては、今後予測される条例づくりの作業分担が可能な条件を整えるよう配慮する。

(例示：子どもの意見表明・参加、権利擁護・救済、区民連携・協働、幼・小・中、家庭・地域・学校等)

会長、副会長のほか、区民会議の構成員の中から学識経験者、関係団体、公募委員・学校関係および男女のバランスなどを考慮して、会長が委嘱する。

子どもの条例原案プロジェクトの座長・副座長は当分の間、区民会議会長・副会長が兼務する。

附則 この設置基準は、平成 16 年 2 月 7 日から適用する。

目黒区子ども委員会設置要領

第2回区民会議決定(平成16年2月7日)

1 設置目的

目黒区子ども条例(仮称)のあり方に関して、子ども世代の意思やニーズを区民会議に反映させるために、「目黒区子ども委員会(以下「委員会」という。)」を設ける。

2 方法と名称

設置方法は公募制とし、委員会の名称は子どもたちの意見に基づき決定する。

3 定員及び年齢要件

20名程度とし、年齢は11歳~18歳とする。

4 活動と運営

委員会は、子どもの現状や地域の実態について調査研究し、区長の諮問に答える区民会議に意見を提出する組織である(設置要綱8条)。ただし、その性質上、運営は子どもの意思を反映した自立的な機関とし、自由に活動し、意見を提出できるものとする。

委員会は、参加しにくい条件にある子どもの意見やニーズを考慮するよう努める。

委員会の活動は、区民会議で承認を得た「子ども参加サポーター」によって支えられる。また、児童館などの施設職員の協力を得て、委員会を運営していく。

5 活動の拠点

区民会議事務局は、目黒区内の児童館などの施設を活動の拠点として提供するものとする。

6 活動の期間

委員会の活動期間は、組織を発足した日から、区民会議が答申を出すまでの間とする。

附則 この要領は、平成16年2月7日から適用する。

子どもの条例を考える区民会議の活動経過

	開催日	活動内容等
子どもの条例を考える区民会議	第1回 平成16年1月11日	「子どもの条例を考える区民会議」の運営
	第2回 平成16年2月7日	区民会議の活動計画策定
	第3回 平成16年5月1日	子どもの条例原案プロジェクトの設置
	第4回 平成16年6月5日	「ジュニア委員会」との合同会議
	平成16年6月13日	川崎市「子ども夢パーク」施設見学
	平成16年6月20日	川崎市「子ども夢パーク」施設見学
	第5回 平成16年7月24日	子ども条例（仮称）第一次骨子案の作成のために
	第6回 平成16年9月25日	第一次骨子案の素案について
	第7回 平成16年10月17日	第一次骨子案の素案について
	第8回 平成17年2月5日	中間報告に寄せられた意見対応
	第9回 平成17年2月28日	答申に向けた最終確認
子どもの条例原案プロジェクト	第1回 平成16年3月13日(全体会議)	原案プロジェクトの設置
	平成16年3月29日	子育て支援PTの個別活動
	平成16年4月1日	意見表明・参加PTの個別活動
	平成16年4月12日	居場所PTの個別活動
	平成16年4月22日	意見表明・参加PTの個別活動
	第2回 平成16年4月23日(全体会議)	教育委員会との意見交換
	平成16年5月6日	権利擁護PTの個別活動
	第3回 平成16年5月16日(全体会議)	児童福祉法・児童虐待防止法の改正
	平成16年6月5日	合同勉強会(乳幼児期の子育て支援)
	平成16年6月10日	意見表明・参加PTの個別活動
	平成16年6月25日	子育て支援PTの個別活動
	平成16年6月28日	居場所PTの個別活動
	第4回 平成16年6月30日(全体会議)	区民会議の今後の進め方
	平成16年8月6日	権利擁護PTの個別活動
	第5回 平成16年8月28日(全体会議)	第一次骨子案の作成
ジュニア委員会	平成16年2月10日	委員会立ち上げ準備
	平成16年2月20日	委員会立ち上げ準備
	第1回 平成16年3月28日	自己紹介と委員会の設置目的について
	第2回 平成16年4月10日	子どもから見た目黒区について
	第3回 平成16年4月17日	親・学校・地域に言いたいこと
	第4回 平成16年5月1日	委員会の名称の検討と子どもの意見の伝え方
	平成16年5月13日	合同会議の準備
	第5回 平成16年5月15日	意見を伝える仕組み
平成16年6月5日	区民会議との合同会議	

	開催日	活動内容等
ジュニア委員会	第6回 平成16年6月19日	今後の委員会の進め方
	平成16年7月11日	川崎市「子ども夢パーク」施設見学
	第7回 平成16年8月7日	子どもの視点から条例に盛り込みたい内容
	平成16年8月28日	子どもの条例原案PTとの合同会議
	第8回 平成16年9月18日	条例に盛り込まれている内容について
	第9回 平成16年10月2日	第一次骨子案の内容の確認
幹事会	第1回 平成16年1月21日	活動計画の仕組づくり
	第2回 平成16年2月3日	活動計画の仕組づくり
	第3回 平成16年2月25日	原案PTの構成
	第4回 平成16年3月28日	ジュニア委員会の進め方
	第5回 平成16年5月19日	ジュニア委員会との合同会議
	第6回 平成16年6月23日	施設見学、会議の進め方
	第7回 平成16年7月14日	会議の進め方、中間報告のまとめ方
	第8回 平成16年7月26日	中間報告の素案について
	第9回 平成16年8月23日	第一次骨子案
	第10回 平成16年9月4日	第一次骨子案、アンケート調査
	第11回 平成16年9月15日	懸案事項の検討・修正
	第12回 平成16年10月8日	第一次骨子案の調整
	第13回 平成16年10月21日	中間報告（素案）のとりまとめ
	第14回 平成17年1月12日	中間報告に寄せられた意見の取りまとめ
	第15回 平成17年1月31日	中間報告に寄せられた意見の取り扱い
	第16回 平成17年2月9日	子ども条例（仮称）に盛り込むべき内容の最終調整

備考

子どもの条例原案プロジェクト（4グループに別れ調査検討を行いました）

意見表明・参加PT	3人
子育て支援PT	3人
子どもの居場所PT	3人
権利擁護PT	3人

ジュニア委員会の構成員（2名の区民会議委員が子ども支援サポーターとして加わりました）

小学生	5人
中学生	3人
高校生	5人
大学生	1人

中間報告に寄せられた主な意見

寄せられた意見・要望の概要

		内 訳	件数
意見数	1	中間報告全般	51
		(1) 条例全体	24
		(2) 内容・文章の表現	10
		(3) 条例の名称	5
		(4) 子どもの権利義務	12
	2	条例制定の趣旨、意義、背景など	19
	3	条例の目的、対象、区の責務等	10
	4	子どもの権利の啓発と普及	15
	5	子育て・子どもの支援と社会の役割	6
	6	乳幼児の権利と親子支援	7
	7	子どもの意見表明・参加支援	29
8	子どもの居場所づくりへの支援	16	
9	子どもからの相談・権利擁護	7	
10	子ども総合計画と区民との協働	7	
11	その他	26	
合計	52通	合計	193

「子どもの条例を考える区民会議」では、条例に盛り込むべき内容などについての検討状況を、平成16年10月、中間報告として取りまとめ、区報や区ホームページなどで公表するとともに、チラシの配布や5地域での説明会を通して、広く区民の方に意見を求めてきました。この中間報告に対して、区議会、区民、団体等から52通、193件の意見等が寄せられました。これらの意見などを踏まえ、「答申」としてとりまとめを行いました。

寄せられた主な意見の要旨

意見要旨
条例の浸透性や制定後に何が変わるのか
子どもの自主性を活かすように支援することは、いまの親に欠けている部分だ。子どもだけでなく親たちも一緒に変わるきっかけとなればよい
なにもかも手を差し伸べるのではなく、子どもの意見や行動を尊重して、待つ努力も必要
「成長上のニーズ」、「子ども支援」、「子育て」など聞きなれない単語が使われている。きちんと説明しないと言葉だけが一人歩きする可能性がある
子どもの義務として、努力目標的な義務を求めてもよいのではないか
子どもの権利を擁護する項目が多い。子どもの権利条約に固執せず、権利だけでなく義務も含め、バランスの取れた子ども条例にすべきだと思う
「子どもは社会の宝・社会が子どもを育てる」といった大人社会での社会通念や支援の重要性を明記されたい
「権利を主張するには義務が付随する」「保障とは、どこが・どのような形ですか、明確化されたい
乳幼児の虐待・体罰への対応も記載する必要があるのではないか
相互尊重することがなによりも大切。家庭でも学校でも、もっと具体的に教育事業の中に盛り込むべき
子どもの権利を守ることは、権利の相互尊重の精神を植えつけることが重要
学校は子どもの権利を保障し、学ぶ権利を保障する場であるということを、独立し明記する
子どもを「参加しやすい」「参加しにくい」と分けるのは不適切ではないか
子ども会議に参加する子どもはどう決められるのか。一部の子ども意見を区全体の子ども意見として取り上げ、区政に反映させていくことは難しいのではないか
ITの進歩に伴いバーチャルな居場所を求めたり、ITに関連した犯罪も発生している。目黒らしいメディア教育を図られたい
地域の児童館、図書館、住区センターなど、既存施設の活用も視野に入れた新たな居場所も検討してほしい
子どもを擁護していくオンブズマン制度の確立を望む
総合計画の策定や推進による区民と協働には、子ども自身も参加させてほしい
区民の関心が弱い。もっと時間をかけ論議したり、区民にアピールする時間が必要ではないか
学校でパンフレットを配るだけでなく、直接はなしを聞く機会を設けてほしい